

2021年10月19日

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得

大東建託リーシング株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:守 義浩)は、2021年9月8日(水)付けで、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」)に基づく「えるぼし」企業として、2段階目の認定を受けましたのでお知らせします。

■ 「えるぼし」認定とは

「えるぼし」認定とは、2016年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況の優良な企業が、厚生労働省より受ける認定です。

企業認定は5つの評価項目で行われ、基準の達成状況に応じて3段階で評価されます。日本国内にある企業約386万社※1のうち、認定企業は全国で1,437社(東京では727社)※2です。

※1:総務省統計局「産業別企業数と売上(収入)金額」(平成28年)より。

ただし、企業とは事業・活動を行う法人及び個人経営の事業所のこと。

※2:2021年8月31日時点



【評価項目】

当社では、下記5項目のうち「採用」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の4項目が評価され、「えるぼし」(2段階目)を取得しました。

採用

労働時間等の働き方

管理職比率

多様なキャリアコース

継続就業

■ 女性活躍推進における主な取り組み

当社では、従業員一人ひとりがやりがいを感じてチャレンジできる、活力がみなぎる職場環境づくりを推進しており、全ての人がその能力を最大限に発揮できる働き方の実現のために、さまざまな施策を通して支援を行っています。キャリア形成とライフイベントの両立を支援する観点から、各種両立支援制度の充実など、従業員の意識向上や、職場風土の醸成に取り組んでいます。

<主な取り組み例>

・カムバックパス制度

結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤など、やむを得ない事情により退職した従業員を、それまでに培った知識や経験・スキルを活かした即戦力としての活躍を目的に、一定要件のもと優先的に再雇用する制度です。

・不妊治療休暇・治療費補助

不妊治療を受けるときに取得できる休暇、不妊治療を受けた従業員に対して最長5年間治療費の一部を補助する制度です。

・勤務地限定制度

住居移転を伴う異動の負担を軽減し、地域貢献・共働き・育児・介護等を希望する従業員に対して働きやすい環境を提供するため、勤務地の範囲を限定する制度です。

・「子育てみらいコンシェルジュ」の導入

子育てをしながら勤務することを可能にするため、企業主導型保育園とのマッチングサービスを導入しています。

・育児時短勤務制度

子育てをしながら勤務することを可能とするため、短時間の勤務が可能な制度です。

・配偶者転勤休業制度

本制度は、配偶者の転勤などにより就労を継続することが困難な場合に、最大3年間の休業を認める制度で、休業期間中は副業(非正規雇用に限る)が可能です。結婚・出産・育児・介護だけでなく、ライフステージの変化が生じた場合でもキャリア形成を継続できるよう、引き続き制度や職場環境の見直し・構築を推進するための制度です。

・男性育児休業の取得促進

当社では、男性の育児参画促進を目的とした育児休業・育児休暇の制度拡充に注力しています。

■ 今後の活動

当社では、2025年までに女性管理職割合を12%以上にし、男性の育児休暇取得率を100%にすることを目標としています。

また、休暇制度の充実、社内周知の徹底により、全職種において有給休暇取得率の80%達成に取り組んでいきます。

このように、従業員一人ひとりのワークライフバランスを重視し、仕事とライフイベントを両立しながらキャリアアップができる職場環境の実現を目的に、働き方改革を推進していきます。